

登園許可書

園児名

令和 年 月 日 より登園を許可します。

備考

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できることが大切です。保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようにご配慮ください。

診断名に○をお願いします。

※マークの疾患につきましては、意見書が必ず必要なものではありませんが、集団で生活する保育園内で周囲への感染拡大を防止する観点からサインにご協力をお願いします。

病名	登園のめやす	病名	登園のめやす
インフルエンザ	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後3日間経過してから	流行性角結膜炎 (はやり目)	結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること	急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと判断してから
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから	結核	医師が感染の恐れがないと判断してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した5日を経過しかつ全身状態が良好になるまで	腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染の恐れがないと判断してから
風疹(三日はしか)	発疹が消失してから	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、医師が感染の恐れがないと判断してから
水痘(みずぼうそう) 帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化(かさぶた)してから	咽頭結膜炎 (プール熱)	主な症状が消失して2日を経過するまで
※溶連菌感染症	解熱し抗菌薬内服後1日を経過していること	※マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
※感染性胃腸炎 ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等	嘔吐下痢の症状が治まり普段の食事がとれること	※細気管支炎 (RSウイルス感染症等)	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
※手足口病	解熱後1日以上経過し口腔内の水疱・潰瘍がなく、全身状態が良く、普段の食事がとれること	※伝染性紅班 (リンゴ病)	全身状態が良いこと (発疹期には感染力はない)
※ヘルパンギーナ	解熱後1日以上経過し口腔内の水疱・潰瘍がなく、全身状態が良く、普段の食事がとれること	※突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと
※伝染性軟属腫 (みずいぼ)	掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆すること	※伝染性膿痂疹 (とびひ)	皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること。病変が多発していたり、広範囲にわたる場合は登園を控える

上記の児童について登園許可をお願いします。

ごとうまち保育園